

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		080700-			
実 施 機 関 名		市長		区分 ■ 固有事務 □ 全庁共通事務 □ 出先機関共通事務			
担 当 部 署		環境部 産業廃棄物対策課					
個人情報取扱事務の名称		産業廃棄物に係る適正指導に関する事務					
個人情報取扱事務の概要		廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条の2（野外焼却禁止）の規定に違反する行為等を行った者に対して行政指導をした場合、当該行政指導の内容を警察署に提供することにより、再犯した場合に速やかな事件化を可能とする。					
事務の開始日		平成27年10月1日（最新変更日 平成 年 月 日）					
個人の類型		法違反で行政指導を受けた者					
ア	個人情報の利用目的	法違反で行政指導を受けた者の再犯防止					
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等
		■1 氏名 □2 性別 ■3 生年月日・年齢 ■4 住所 □5 国籍・本籍 ■6 連絡先 □7 識別番号（□個人番号） ■8 その他（顔写真）	□9 家族状況 □10 親族関係 □11 婚姻 □12 住居状況 □13 趣味・嗜好 □14 その他（ ）	■15 職業・職種 □16 学業・学歴 □17 職業上の地位 □18 資格・免許 □19 成績・評価 □20 支援措置・保護 □21 社会活動 ■22 その他（行政指導の内容）	□23 収入・支出内容 □24 資産内容 □25 課税・納税状況 □26 取引状況等 □27 公的扶助・社会保障等 □28 その他（ ）	□29 健康・身体状況 □30 傷病歴 □31 障害 □32 介護 □33 診断書 □34 その他（ ）	□35 思想・信条 □36 支持政党 □37 宗教 □38 犯罪歴等 □39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	■本人 □本人以外（該当するイの項目番号： ） □同一実施機関内の利用 〔 □ 目的外：（□本人同意： ） 〕〔 □ 目的内：（□ 住民基本台帳： ） 〕 ■用紙 □電磁的記録（□システム） □口頭（電話） □その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	□本人同意（第1号） □法令等（第2号） □公知情報（第3号） □緊急の必要性（第4号） □制限能力者等（第5号） □他の実施機関（第6号） □国又は地方公共団体等（第7号） □争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） □その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	□法令等の規定（第1号） □審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	□番号法第9条〔 □ 第1項別表第一第○項 □第3項 □第5項 〕 □第2項（ ） □その他（ ）					
キ	処理形態	■電磁的記録（□システム（名称 ）） ■文書 □その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	■有り □なし	提供先	□他の実施機関（ ） □国 □地方自治体（□千葉県） □公共的機関 ■その他（警察署 ）			
			提供する項目（イの項目番号）	1, 3, 4, 6, 8, 15, 22			
ケ	オンライン結合の有無	□有り ■なし	結合先	□国 □地方自治体（□千葉県） □委託（□指定管理者） □公共的機関 □その他（ ）			
			提供する項目（イの項目番号）				
コ	外部委託の有無	□有り ■無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。